

ガイドブック掲載のサービスの内容について

このガイドブックには、障がいのある方が働くための支援を行う障害福祉サービス「**就労系障害福祉サービス**」事業所と、就労系障害福祉サービスではありませんが、日中に創作活動・生産活動を行うという点で就労系障害福祉サービスと共通する部分があるため、「**生活介護**」事業所についても掲載しています。



サービス名	サービス内容
就労移行支援	一般就労を希望する方に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方の就労に伴う生活上の支援やニーズに対応できるよう支援を行います。
生活介護	主に日中に障害者支援施設などで、介護サービスや創作活動の提供を行います。

また、令和7年10月から、「**就労選択支援**」という就労系サービスが創設されるので、あわせて説明します。

サービス名	サービス内容
就労選択支援	障がいのある方が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。 令和7年10月以降、原則として就労継続支援B型の利用申請前に就労選択支援を利用することとなります。

これらのサービスを利用するためには、**申請**をして**支給決定**を受ける必要があります。

申請？



要チェック!!



サービスの利用方法は次のページ